

建設残土処分の特記仕様書

本特記仕様書は、工事に伴い発生する建設発生土の処分に際し、下記の条件で処分するものとする。

1. 搬入先（処分地）

事業名 ；
住所 ；
片道運搬距離 ；

2. 土質及び処分量

土質 ；
処分量 ；

3. 土壌簡易検査； 実施する 実施しない

実施する場合においては、土壌簡易検査に係る特記仕様書を参照すること。

4. 実態の確認

建設発生土処分調査表及び実施に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を提出すること。

なお、一定規模以上の発生土を搬入搬出する場合は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用推進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況（実績）を記録し両方に提出するとともに、これらの記録を工事完成後、1年間保存しておくこと。